

# 公益財団法人とよなか国際交流協会

## 2019（平成31）年度 事業計画

### 【はじめに】

日本社会は少子高齢化がますます進み、人口減少に歯止めがかからず、地域や産業界においても人手不足が持続可能な社会形成にとって大きな課題となっています。その課題の解決を目指し、日本政府は2019年4月から外国人労働者の受け入れ拡大に踏み切ります。今後、外国人の日本への移住はますます増加していくことが見込まれています。

一方で、外国人受け入れの現実に目を向けると、すでに260万人を超える外国人が暮らしていますが、職場での違法な雇用形態や非人間的あるいは差別的な扱い、無理解・偏見によるヘイトスピーチ、地域社会からの孤立や定住支援策の不十分さなどが大きな社会問題となっています。

また、2018年は自然災害が頻発しましたが、災害経験が限られていたり、災害や避難に関する情報入手の困難さなどにより、どのように行動してよいか戸惑ったり、不安を感じたり、中には命の危機にさらされる外国人も少なくないことを学びました。

外国人が希望をもって、安心して安全に暮らせる地域社会を創っていくことが求められています。

豊中市は「国際化施策推進基本方針」（2000年）を継承発展させ、2014年2月に「多文化共生指針」を策定しています。その中には、「豊中市における多文化共生のまちづくりを推進するにあたって、外国人の総合的支援や居場所づくり、市民啓発および国際交流機能等を果たす国際交流センター（以下、センターとする）の役割は増え重要になっている」と示されています。私たち公益財団法人とよなか国際交流協会（以下、協会とする）は豊中市と連携をより一層密接なものにし、その責務と役割を果たします。また、関係諸団体、地域の国際交流諸団体、分野を越えた市民団体との有機的な連携及び協働により、「地域における市民の主体的な参加による人権尊重を基調とした多文化共生社会を創生する事業」を充実発展させていきます。そのためにも、日常的に「見えない存在」に目を向け、「声なき声」に耳を傾けながら、地域に住む外国人が安心安全に暮らせるための総合的支援と、未来に向かって平和で平等な多文化共生社会の創造を目指していきます。

協会としては、今年度は第3期センター指定管理者としての4年目になります。3年目には、ネパール語通訳者のためのスキルアップ講座（5月）、多文化共生入門（6月）、災害時多言語支援センター設置（6月※大阪府北部地震への対応）、世界のお化け屋敷（8月）、外国人のための防災フェア（10月）、インターナショナルポットラックパーティ（10月）、外国人親子のための小学校入学準備相談会（3月）などの新たな取組のほか、ともにいきるシンポ～多民族社会日本（12月）、外国人のための一日離婚電話相談ホットライン（3月）については2回目を開催することができました。

今後、これらの取組みをふまえ、更に積み上げるだけでなく、社会状況の変動や外国人の生活環境の変化などに合わせて柔軟に事業展開をするためにも、外国人の状況把握に努めながら、飛躍を目指します。そのためにも、引き続き各事業における「居場所」や「支援」などの機能をより充実させていきます。また、事業間の横のつながりを充実させるとともに、外国人コミュニティに対する支援や外国人コミュニティ間のつながり作りをさらに進めていきたいと考えています。

協会はこれまでの伝統と実績を基に新たな発想と想像力を發揮し、地域で国際交流・多文化共生のまちづくりに取り組む様々な団体とのネットワークを作るだけでなく、行政や学校、さらには地域の市民活動団体や自治会、事業者ともつながりを作り、役割分担を進めながら、多文化共生社会の創生のための礎づくりを進めていきます。

今後とも、多文化共生社会の実現に向けて、集い・つながり・共生する『チームとよなか』の一員として、多様な文化や人が尊重される豊かで魅力あるまちづくりの実現をめざしていきます。

## 1. 多様な人々が尊重される地域づくり

公正で平和な地域社会を築くために相互の違いを認め合い、文化的な価値の多様性を尊重する地域社会をつくるために、外国人と日本人が相互交流し協働する場の構築や環境整備、関連するセミナーや講座を通じて国際理解の促進や次世代の担い手育成等に取り組む。

### 1-1. 市民主体の国際交流活動推進事業

【財源：指定管理受託料収入】

市民一人ひとりが多文化と共生できる社会をつくるため行動することができるよう、特に外国人当事者の視点から市民の国際交流活動が推進される環境整備を行う。

#### (1)情報サービス

多言語を含む必要な新聞・雑誌、書籍、フリーペーパーなど国際交流に関する情報の収集と提供をする。また、情報を必要とする外国人や市民の把握、アプローチに努め、より効果的な情報発信につなげていく。お知らせコーナー、図書コーナー、コミュニケーションボード、「世界の絵本」コーナーの設置運営をする。ニュースレターをはじめ、ウェブサイト、フェイスブックなどのSNSを駆使するとともに、センターの観察希望者を受け入れして、場所や活動を周知させていく。また、民族衣装や世界の玩具などを収集・貸出する。

＜対象＞：国際交流活動に関心を持つ一般の方及び外国人

#### (2)市民協働推進

市民活動、福祉、男女共同参画、環境、国際などにかかわる中間支援団体による、分野を超えた連携・協働のしくみづくりを推進するほか、協会事業間のつながり作り、国際交流にかかわる市民団体への支援および協働を推進する。また、行政や事業者との協働や役割分担についても進めていく。

＜対象＞：中間支援団体および市民団体

#### (3)留学生・ホストファミリー

近隣の大学と日本学生支援機構大阪日本語教育センターの留学生たちと、ホームビジットの形で半年から1年間の交流をマッチングし、ホストファミリーが参加できる催事を年数回企画する。またホストファミリーと留学生の交流が深まるように財団の助成を得て交流事業を充実させる。

＜対象＞：国際交流活動に関心を持つ一般の方

### 1-2. おとな国際事業

【財源：指定管理受託料収入】

外国人がおかれている社会的状況について日本人側が明確に認識し、課題解決にむけて分野を越えて協働していくよう、外国人市民と日本人市民の出会いや交流、双方が関係を結ぶ機会を提供する。

#### (1)にほんご活動

日本人や外国人など参加者のニーズにあわせた多様なにほんご交流活動を開催する。

＜対象＞：日本語活動参加を希望する日本人および外国人

事業名	日 時		場 所
もっともっとつかえるにほんご	毎週月曜	10:00～12:00	とよなか国際交流センター
とよなかにほんご・木ひる	毎週木曜	13:30～15:20	とよなか国際交流センター
とよなかにほんご・金あさ	毎週金曜	10:30～12:00	とよなか国際交流センター
にちようがちゃやがちゃだん	毎週日曜	10:00～12:00	とよなか国際交流センター
千里にほんご	毎週木曜	10:00～11:30	市立千里公民館、市立千里図書館
おかまち・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立岡町図書館
しょうない・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立庄内図書館
せんり・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立千里図書館

## (2)多文化共生推進事業

日本人向けに世界の文化について様々な切り口で学ぶセミナーやワークショップの開催、外国人向けには日本文化に関する学びの場の提供、また、地域の外国人が必要な地域情報にアクセスできるよう通訳を養成して派遣を行う。

＜対象＞：多文化共生の取り組みに関心のある日本人および外国人

### 1-3. 持続可能な地域づくり事業

#### 【財源：事業収入、賛助会費、寄付金収入】

外国人日本人を問わず多様な価値観を持つ人びととともに民主的な社会をつくるために不可欠な理念・知識・技能を学び、それらが地域課題や地域貢献のための行動へと促進されるよう、さまざまな機関との連携・協働に取り組む。

## (1)メディア・リテラシー市民ゼミナール

国際的な視点を取り入れたメディア・リテラシー市民ゼミナールの開催やメディア・リテラシーを進める研究機関などとの連携を実施する。

＜対象＞：関心のある一般の方

## (2)ＥＳＤとよなか

国連が提唱する持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）などに関するセミナー、ワークショップ、体験学習の実施。学校などへの国際理解の講師派遣。清掃・文化交流・市民および地域の事業所と連携した外国人支援活動（通訳・日本語指導）などを切り口とした外国人と日本人が協働して地域課題に取り組むような地域貢献活動などを実施する。そのほか、市民が自分のライフスタイルや社会を捉えなおし、世界の問題を自分自身の問題であると認識することができるよう、国内外で様々な社会的課題に取り組む先進地域の市民団体をたずねて、現地の活動に学び、人々と交流し、地球的視野をもって多文化共生社会を担う人材を育成することで持続可能な地域づくりにつなげる取り組みを行う。

＜対象＞：関心のある一般の方及び外国人

## 1-4. 持続可能な人づくり事業

【財源：指定管理受託料収入】

市民活動を推進する人びとが、地域での公的機関としての役割を認識し、活動の裾野をより拡げることができるように、国際交流活動の担い手育成のための学び・学びほぐしの場を、さまざまな機関との連携・協働して定期的に設ける。

### (1)ボランティア養成・研修

■協会にほんご活動のボランティアなどになるための講座を開催する。

＜対象＞：関心のある一般の方

多文化子育てボランティア養成講座	おかまち・おやこでにほんご／しょうない・おやこでにほんご／せんり・おやこでにほんご／多文化保育にこにこなどのボランティアになるための講座
にほんごボランティア養成講座	もっともっとつかえるにほんご／とよなかにほんご木ひる／とよなかにほんご・金あさ／にちようがちやがちやだん／千里にほんごなどのボランティアになるための講座

■世界・日本・社会といった広い視野と時代の流れを見据えながら、地域課題の中で自分たちの位置を自覚し、解決に向けて行動できるような学びや対話の場を、関係機関と連携しながら提供し、次世代の担い手育成を行う。

＜対象＞：関心のある一般の方

## 1-5. 子ども国際事業

【財源：指定管理受託料収入】

次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化を、体験を通して具体的に学ぶことができるよう、異文化理解・国際理解の機会を提供する。

### (1)おまつり地球一周クラブ

年数回程度、さまざまな国や地域をテーマに取り上げた参加体験型の国際理解プログラムを地域の外国人や子どもたちと一緒に実施する。なかでも、特に日本にもっとも身近な国、韓国を取り上げた学びの機会も提供する。

＜対象＞：小学生・中学生とその保護者

### (2)韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい

外国人の中でも市内で最も数の多い韓国・朝鮮にルーツをもつ子どもたちを対象に、月1回程度韓国・朝鮮の文化に触れ、学べる機会を豊中市外国人教育推進協議会と協働で提供する。

＜対象＞：韓国・朝鮮につながりをもつ小学生・中学生

## 2. 周縁化される外国人のための総合的なしくみづくり

社会参加が困難な立場にある外国人が日本人と同等に主体的に地域づくりに参加していくよう、乳幼児から高齢者まで世代を分断することなく総合的な外国人支援を行う。最終的に社会参加が困難な立場にある外国人が、日本人と同等に主体的に地域づくりに参加することができるようになることを目指す。

### 2-1. おとなサポート事業

【財源：指定管理受託料収入】

外国人市民対応にあたる多言語スタッフ、カウンセラーを配置し、すべての事業とつながりながらサポートシステムとして機能できるようにし、かれらが主体的に地域社会に参加できる機会などを他の事業とも連携させながら創出していく。特に自立のための就労に関する相談については市民協働部くらし支援課との協力体制をつくっていく。

#### (1)相談サービス事業

外国人のための一般生活相談および外国人女性専用電話相談を実施する。相談に対応する多言語スタッフ、ならびに相談全体のコーディネーター兼女性相談カウンセラーおよび就労相談コーディネーターを配置し、別途必要な通訳や翻訳作業を行うと同時に、相談の質を高めるために必要なリソースを配備する。

＜対応言語＞日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語

＜対象＞：外国人および一般の方

また、相談スタッフが中心となって、地域に住む外国人が主体となるコミュニティ活動の創出、さらにコミュニティ活動間のつながり作りを通してエンパワメントを図る。

＜対象＞：外国人および一般の方

さらに、相談サービスを通じて浮かび上がった課題に対して、関係機関との協働により、課題解決のための周知啓発活動、提言活動などを行う。

＜対象＞：外国人および一般の方

#### (2)外国人のための防災事業

災害時における多言語支援センター設置について、行政や大学等と検討を進め、災害時における多言語支援センター設置や避難に関する訓練、災害時に外国人を支援するための勉強会などを開催する。また、市民や外国人コミュニティ、地域での防災訓練実施組織等とのつながり作りを行いながら、連絡体制の構築を進める。

## 2-2. 子どもサポート事業

### 【財源：指定管理受託料収入】

「子どもの権利条約」に掲げられている権利の主体として差別を受けることがないように、外国人の子どもに対する支援および相談事業を行う。特に子どもと関係する行政機関や教育関係者とも連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの総合的な事業を創っていく。

#### (1)多文化子ども保育にこにこ

外国にルーツをもつ子どもを対象とした保育活動を行う。保育活動を通じて孤立しがちな外国人家庭の子どもが社会性を身に付ける機会とする目的とする。なお、実施日時を親の日本語学習（とよなかにほんご・木ひる、金あさ）とそろえることで、子どもの成長だけでなく、子育て中の外国人の親の社会参加及び日本語学習のサポートともする。

＜対象＞：就学前の外国にルーツを持つ子ども

#### (2)子ども母語

毎月第2・4日曜日に母語教室を開催し、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるようになるよう支援する。また、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所作り、エンパワメントを行う。

＜開講クラス＞ 中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語

＜対象＞：外国にルーツを持つ子ども（小学生以上）

#### (3)学習支援サンプレイス

毎週日曜日（第一日曜日を除く）に、外国にルーツをもつ子どもを対象に居場所作りを行う。子ども母語も兼任するコーディネーターを置き、大学生・大学院生ボランティアが運営する。活動内容は宿題など学習支援、日本語支援、表現活動、相談など子どものニーズに沿って対応する。行事や企画事業なども随時行う。

＜対象＞：外国にルーツを持つ子ども（小学生～高校生）

### 3. 学校とつながってつくる豊かな未来

学校教育の中に多文化共生を推進する拠点がハード・ソフトともに自律的につくられていくことを目指し、「外国にルーツを持つ子どもたちの権利保障」と、多文化共生を推進する次世代の子どもたちの育成を、教育委員会や学校等と連携・協働して取り組む。

#### 3-1. 小学校外国語体験活動事業

##### 【財源：市教育委員会外国語体験活動受託料収入】

市内の小学生が異なる文化を持つ人との存在を通して国際理解や共生していく態度を育むとともに、外国語を使用してコミュニケーションを図る積極的な態度を身につけることを目的に、協会のさまざまな事業に関わる外国人センター（ボランティア）や教育委員会との協働によって実施する。豊中市市民公益活動推進条例の施行にともなう提案公募型委託事業により、2006年度より小学校外国語体験活動事業受託団体として実施している。

- ①豊中市教育委員会との協働で、豊中市立小学校の3年生から6年生に外国語体験活動を実施する。
  - ②体験活動を実施できる外国人ボランティアおよびそのコーディネーターを配置して事業を運営する。
- ＜対象＞：市内の全小学校、3年生から6年生までの児童

#### 3-2. 國際教育推進事業

##### 【財源：指定管理受託料収入】

豊中市で長年行ってきた帰国児童生徒教育、在日コリアン児童生徒教育、渡日児童生徒教育の取り組みを、「豊中型国際教育」として総合的につなげるシステムづくりを、教育委員会や学校等と連携・協働しながら構築する。協会の地域における多文化共生の拠点としての実績を活かした学び・調査・研究を実施する。

- ①文部科学省委嘱モデル事業(2006～2008年)に始まり、国際教育推進プロジェクト(2009年)に続いて、国際教育推進協議会(2010年～)となった協議会に今後も参加し協議を進める。
  - ②「国際教育フォーラム」への協力や「ユネスコ・スクール」など地域として支援していく。
  - ③国際教育推進協議会と協働で、豊中市内に在住する外国人の子どもと大人が集う場を開催する。
  - ④地域の教育機関等と連携し、外国にルーツを持つ子どものための情報共有と必要なイベントを開催する。
- ＜対象＞：豊中市教育委員会および豊中市立小中学校、幼稚園等

### **3-3. 多文化子どもエンパワメント事業**

**【財源：大阪コミュニティ財団の助成金 他】**

外国にルーツをもつ子ども・若者たちが、自分たちの背景を肯定的に捉え、それらを積極的に表現できるような場を学校内外につくるために、教育委員会や学校をはじめとした関係諸機関、諸団体と連携・協働しながら、現状把握・ニーズ調査を行い、それらに対応できるような支援や事業を実施する。

- ①義務教育課程を過ぎた未成年の外国人の居場所づくり、若者についての認識を、地域のネットワークを作りながら共有し、必要な支援（相談、自己表現や学習に対する支援等）を実施する。
- ②義務教育課程における外国人児童・生徒に対する日本語指導について、その取組内容について振り返り、発信を行う。
- ③支援を必要とする外国にルーツをもつ子どもに対して、学習支援及び体験活動を実施する。なお、日本人の子どもに対してても多様な子どもたちとの出会いを通じた国際理解の機会とする。
- ④外国にルーツをもつ子ども・若者への支援をより充実させるため、関係機関・団体でのネットワークにより、情報交換、広報活動、提言活動などを行う。

＜対象＞：外国にルーツを持つ子どもや若者たち

## **4. 施設管理受託事業**

**【財源：指定管理受託料収入】**

とよなか国際交流センター貸室業務は、事業目的である、国際交流の機会提供及び参加促進の事業、国際理解及び国際化に関する啓発・研修事業、国際協力に関する事業、在住外国人に呈する支援事業などを推進していく活動ならびに同様の国際交流を目的として使用する一般市民を対象に行うものとする。同目的での利用がなく部屋が空いている場合は、営利目的でない限りにおいて一般利用者にも貸室を行う。

貸室の利用代金に関する収入はすべて豊中市に納めるものとする。